（特例分担事務の合意の公告）

第十三条　法第十七条の三十三第二項の規定による公告は、同条第一項の規定による合意をした旨及び当該合意の内容について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（特例分担事務の処理状況の報告）

第十四条　法第十七条の三十三第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を提出してしなければならない。

一　当該特例分担事務に係る処分その他の措置の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二　当該特例分担事務に係る処分その他の措置を行った年月日

三　当該特例分担事務に係る処分その他の措置の内容

四　その他参考となるべき事項

２　前項の報告書には、当該特例分担事務（農地法第三条に係るものに限る。）に係る農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第一条の申請書の写し及び農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）第十条第二項各号に掲げる書類の写しを添付するものとする。

（出願料軽減申請書の様式）

第十五条　令第四十一条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第一号により作成しなければならない。

（登録料軽減申請書の様式）

第十六条　令第四十二条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第二号により作成しなければならない。

（出願料軽減申請書等の添付書面の省略）

第十七条　令第四十一条第一項又は第四十二条第一項の申請書（以下この条及び次条において「出願料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面を他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において既に農林水産大臣に提出した者は、当該他の出願料軽減申請書等に添付した令第四十一条第一項に規定する申請に係る出願品種が法第六十五条第一項の認定を受けた福島復興再生計画（法第七条第一項に規定する福島復興再生計画をいう。第十九条において同じ。）に定められた法第七条第五項第一号ロに規定する新品種育成事業（以下この条及び次条において「認定新品種育成事業」という。）の成果に係るものであることを証する書面若しくは令第四十一条第二項各号に掲げる書面又は令第四十二条第一項に規定する申請に係る登録品種が認定新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面に変更がないときは、出願料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。

（確認書の交付）

第十八条　農林水産大臣は、出願料軽減申請書等及びこれに添付すべき書面の提出があった場合において、申請人が認定新品種育成事業の実施主体であることを確認したときは、その申請人に確認書を交付するものとする。

（資金の額及びその調達方法を記載した書面の様式）

第十九条　法第六十五条第五項の書面は、福島復興再生計画に定められた法第七条第五項第一号ロに規定する新品種育成事業ごとに別記様式第三号により作成しなければならない。

（地域森林計画区域の変更等に係る事項の案の公告）

第二十条　法第六十八条第三項の規定による公告は、同条第一項各号に掲げる事項の種類、当該事項を定める土地の区域並びに当該事項の案の縦覧の場所及び期間について、福島県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（新設）

（新設）

（出願料軽減申請書の様式）

第一条　福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号。以下「令」という。）第三十七条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第一号により作成しなければならない。

（登録料軽減申請書の様式）

第二条　令第三十八条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第二号により作成しなければならない。

（出願料軽減申請書等の添付書面の省略）

第三条　令第三十七条第一項又は第三十八条第一項の申請書（以下この条及び次条において「出願料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面を他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において既に農林水産大臣に提出した者は、当該他の出願料軽減申請書等に添付した令第三十七条第一項に規定する申請に係る出願品種が福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第六十五条第一項の認定を受けた産業復興再生計画（法第六十一条第一項に規定する産業復興再生計画をいう。第五条において同じ。）に定められた法第六十一条第二項第三号ロに規定する新品種育成事業（以下この条及び次条において「認定新品種育成事業」という。）の成果に係るものであることを証する書面若しくは令第三十七条第二項各号に掲げる書面又は令第三十八条第一項に規定する申請に係る登録品種が認定新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面に変更がないときは、出願料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。

（確認書の交付）

第四条　農林水産大臣は、出願料軽減申請書等及びこれに添付すべき書面の提出があった場合において、申請人が認定新品種育成事業の実施主体であることを確認したときは、その申請人に確認書を交付するものとする。

（資金の額及びその調達方法を記載した書面の様式）

第五条　法第六十五条第五項の書面は、産業復興再生計画に定められた法第六十一条第二項第三号ロに規定する新品種育成事業ごとに別記様式第三号により作成しなければならない。

（地域森林計画区域の変更等に係る事項の案の公告）

第六条　法第六十八条第三項の規定による公告は、同条第一項各号に掲げる事項の種類、当該事項を定める土地の区域並びに当該事項の案の縦覧の場所及び期間について、福島県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。